

**2024年5月一問一答問題集 監査論 (EL24803)**  
**出題範囲公表に伴う差替えのご案内**

この度はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2024年5月向け一問一答問題集 監査論をご購入の皆様へご連絡いたします。

令和6年第Ⅱ回短答式試験における監査論に関して、開示制度に係る金融商品取引法の改正は出題範囲に含まれます。

そのため、すでに発送した、

**2024年5月一問一答問題集 監査論 (EL24803)** 巻末に収録されている次の過去問

令和4年第Ⅱ回 問題3

令和4年第Ⅱ回 問題4

令和5年第Ⅰ回 問題4

については、別紙の差替版をご利用いただきますようお願いいたします。

改正内容を踏まえ、問題を改題する措置をとっています。

なお、四半期レビューに関しては、「期中レビュー基準」への改訂内容は出題範囲に含まれないものとされているため、レビューに関する実質的な改訂内容は出題されません（仮に令和6年第Ⅱ回短答式試験の問題文において「期中レビュー」の表現が用いられた場合には、従前の「四半期レビュー」に置き換えて捉えて差し支えないと解されます）。そのため、配布済みの一問一答問題集の「四半期レビュー」等の章に収録されている四半期レビューに関する問題はそのままご利用ください。

～差替版は次ページへ～

※1ページあたりB5で印刷をしていただき、点線に沿って切り、直接貼って下さい。

令和4年第Ⅱ回

**問題3**

金融商品取引法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※イの問題文を改題】

- ア. 非上場の会社であっても株主数が一定数以上である場合には監査対象となることがある。これは、非上場の会社であっても、株主が多数である場合には、企業内容の開示と監査を必要とする投資者が現実存在することが想定され、こうした投資者を保護すべきであると考えられているからである。
- イ. 有価証券報告書提出会社は、第1四半期及び第3四半期において四半期報告書を任意に提出することができる。ただし、四半期報告書を提出する場合には、四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表について、公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。
- ウ. 上場会社の親会社が有価証券報告書提出会社でない場合、当該親会社は、親会社等状況報告書を提出しなければならない。この場合、親会社等状況報告書に含まれる財務計算に関する書類について、当該上場会社の監査を行っている公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。
- エ. 外国会社報告書の中の財務計算に関する書類に対して外国監査法人が行った監査証明が、我が国の監査証明に相当すると認められる証明である場合、当該外国会社報告書について、我が国の公認会計士又は監査法人による監査証明は不要である。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題3** (金融商品取引法における監査制度：正答可能性 中)

【解答】 3. アエ

【解説】

- ア. 正 金融商品取引法第24条第1項第4号
- イ. 誤 金融商品取引法の改正に伴い、四半期報告書は廃止された。
- ウ. 誤 上場会社の親会社が有価証券報告書提出会社でない場合、当該親会社は、親会社等状況報告書を提出しなければならないが、この場合に、親会社等状況報告書に含まれる財務計算に関する書類について、当該上場会社の監査を行っている公認会計士又は監査法人による監査を受けることは求められていない（金融商品取引法第24条の7第1項）。
- エ. 正 金融商品取引法第193条の2第1項第1号

**問題4**

金融商品取引法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※イ・エの問題文を改題】

- ア. 上場会社の有価証券報告書に含まれる財務計算に関する書類及び当該会社の内部統制報告書を監査する公認会計士又は監査法人は、当該財務計算に関する書類の監査に係る概要書に内部統制報告書の監査に係る概要を合わせて記載しなければならない。
- イ. 公認会計士又は監査法人は、半期報告書に含まれる財務計算に関する書類について期中レビューを実施した後、期中レビューに係る概要書を提出しなければならない。
- ウ. 上場会社の提出する臨時報告書は、原則として監査対象ではないが、財政状態及び経営成績に著しく重要な影響を及ぼす事象が発生したことによって臨時報告書を提出する場合には、当該事象の影響に関して、公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。
- エ. 上場会社が提出する半期報告書の訂正報告書に中間連結財務諸表又は中間財務諸表の内容に関する訂正が含まれる場合であっても、訂正報告書を適時に提出するため、当該訂正事項について公認会計士又は監査法人によるレビューは求められていない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題4** (金融商品取引法における監査制度：正答可能性 高)

【解答】 1. アイ

【解説】

- ア. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第8条
- イ. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条
- ウ. 誤 臨時報告書には、公認会計士又は監査法人による監査は求められていない(金融商品取引法第193条の2)。
- エ. 誤 半期報告書の訂正報告書に中間連結財務諸表又は中間財務諸表の内容に関する訂正が含まれる場合、当該訂正事項について公認会計士又は監査法人によるレビューが求められている(金融商品取引法第24条の5第5項、第193条の2第1項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条13号)。

**問題4**

金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※Aの問題文を改題】

- ア. 中間監査報告書及び期中レビュー報告書上に記載すべき公認会計士又は監査法人の責任の内容について、中間監査及び期中レビューのそれぞれの目的は内部統制の有効性について意見を表明するものではないことを含む必要がある。
- イ. 公認会計士又は監査法人が監査証明を行うに当たり、被監査会社の法令違反等事実を発見した場合、当該会社に対して当該事実の内容等を書面等により通知しなければならない。ただし、その通知の内容には当該事実に係る適切な措置をとるべき旨を含む必要はない。
- ウ. 監査報告書における監査上の主要な検討事項の記載は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、公認会計士又は監査法人が監査意見を表明しない場合には要求されない。
- エ. 有価証券届出書に含まれる財務計算に関する書類の重要事項について虚偽記載があったことにより、その事実を知らない投資者に損害が発生した場合、虚偽記載がないとする監査証明をした公認会計士又は監査法人はその損害を賠償する責任を負うが、監査証明をしたことについて故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ      6. ウエ

**問題4** (金融商品取引法監査制度：正答可能性 高)

【解答】 6. ウエ

【解説】

- ア. 誤 中間監査報告書上に記載すべき公認会計士又は監査法人の責任の内容について、中間監査の目的は内部統制の有効性について意見を表明するものではないことを含む必要がある(中間監査基準 第三「報告基準」3(4))が、期中レビュー報告書上に記載すべき公認会計士又は監査法人の責任の内容について、期中レビューの目的は内部統制の有効性について意見を表明するものではないことは含まれない(期中レビュー基準(旧 四半期レビュー基準) 第三「報告基準」5(4))。
- イ. 誤 公認会計士又は監査法人が監査証明を行うに当たり、被監査会社の法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、当該被監査会社に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知しなければならない(金融商品取引法第193条の3第1項)。
- ウ. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第1号ニ、監基報705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第28項
- エ. 正 金融商品取引法第21条第1項第3号、第21条第2項第2号